

2026 年度 9 月以降 保育認定を受けた子どもに係る 利用者負担額（保育料）について

保育所等施設を利用する際の利用者負担額は、子どもの年齢、きょうだいの順、保育必要量、市町村民税額（4 月～8 月分は前年度、9 月～翌年 3 月分は当該年度）を算出根拠とした世帯の所得に応じて決定します。

例 2026 年度の場合

2026 年									2027 年		
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
2025 年度市町村民税額に基づく利用者負担額					2026 年度市町村民税額に基づく利用者負担額						

幼児教育・保育の無償化

以下に該当する子どもの月額利用者負担額は無償です（給食費や行事費等の費用は対象外）。

- ・クラス年齢 0 歳から 2 歳児の市町村民税非課税世帯の子ども
- ・クラス年齢 3 歳児以上の子ども

1. 概要

クラス年齢 0 歳から 2 歳児の市町村民税課税世帯の利用者負担額は、以下のとおり世帯の所得に応じて神戸市が決定します。

- ・算定に用いる税額は、市町村民税（特別区民税を含む）額です。
 - ・市町村民税額に応じた利用者負担額になるよう、階層に分かれています。
 - ・階層区分は、子どもと同一世帯に属する父母及び父母以外で家計の主宰者となるすべての方の市町村民税の合算額によって決定します。
 - ・海外での収入がある場合には、国内外での合計収入額に基づき、市民税相当額を算出します。
 - ・2018 年度から、政令指定都市の市民税・県民税の所得割の税率が変更されていますが、利用者負担額の算定基礎となる所得割額は変更前（6 %）の税率で算定します。
- ※参考 [変更前] 市民税 6 % 県民税 4 % → [変更後] 市民税 8 % 県民税 2 %
- ・神戸市での市民税額の確認方法は、以下の URL または二次元コードよりご覧ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a83576/kurashi/tax/shikenminze/nouzei.html#midashi2>



2. クラス年齢

2026 年 4 月 1 日時点の年齢でクラス年齢が決まります。年度の途中で誕生日を迎えた場合でも、クラス年齢は変わりません。

子どもが年度途中で 3 歳に達した場合、教育・保育給付認定は 2 号認定に切り替わりますが、利用者負担額は、本年（2026 年）度中に限り 3 歳未満とみなします。

例 2023 年 11 月 15 日生まれの子どもの場合

	2026.4.1	～2026.11.13	2026.11.14	
教育・保育 給付認定	3 号認定		2 号認定	
利用者負担額	3 歳未満児（2 歳児クラスまで）			3 歳以上児
	～2027.3.31 2027.4.1～			

3. 家計の主宰者の認定基準

子どもの父又は母以外の世帯員（祖父母など）が家計を主として維持していると認められる場合には、その主たる生計維持者を「家計の主宰者」と認定するとともに、父母及び家計の主宰者それぞれの市町村民税額の合算額に基づいて利用者負担額を決定します。

次の（１）～（３）のいずれかに該当する場合は、父母以外の方を家計の主宰者と認定します。

（１）父母以外の扶養義務者と子どもとで構成される世帯

（２）子どもの属する世帯で、以下のいずれにも該当する世帯

- ・父母の市町村民税額が非課税及び収入（給与収入の他、課税の対象とならない手当や公的年金を含む。）の合計が 110 万円以下

- ・同居している父母以外の扶養義務者の所得（総所得金額）が 236 万円を超える

（３）生計を維持していると認められる子どもの父又は母が、父母以外の扶養義務者の経営する事業に従事している（いわゆる事業専従者）である場合

4. 多子・ひとり親等の家庭の利用者負担額軽減

利用者負担額は、施設等の利用の有無や年齢に関わらず、当該子どもと同一世帯に属して生計を一にするきょうだいのうち、最年長の子どもから順に 2 人目は半額、3 人目以降は無料となります。

また、市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯のうち、ひとり親家庭、在宅障害児（者）のいる世帯等は、上記のきょうだいの軽減の他に、利用者負担額が軽減されます。

18 歳以上の子どもや進学などで別居している子どもを扶養している場合には、必要書類を提出することで扶養順の子に数えることができます。必要書類は中面（注 5）をご確認ください。

5. 延長保育料

施設で定めた保育標準時間、保育短時間に応じた利用可能時間帯を超えて保育利用を希望する場合、利用者負担額と別途、延長保育料を負担いただきます。詳しくは各施設にお問い合わせください。

6. その他

- ・世帯状況や課税状況に変更があった場合は、すみやかに各区役所・支所保健福祉課までお申し出ください。
- ・神戸市が決定する利用者負担額以外に、各施設で徴収するもの（給食費、制服代、教材費など）があります。詳しくは施設見学の際などにご確認ください。
- ・施設を休まれても、毎月の利用者負担額の減額はありません。
- ・やむを得ない失業等により世帯収入が前年に比べて著しく減少するなど、利用者負担額の支払いが困難な方には、階層区分変更の特例が適用される場合があります。
- ・2027 年 4 月分の保育料より納期限後の保育料の納付には延滞金がかかります。保育料は必ず納期限内に納めてください。（認定こども園・地域型保育は対象外）

7. 問い合わせ先 各区役所・支所保健福祉課こども福祉担当

区・支所	電話番号	区・支所	電話番号
東灘区役所	078-841-4131	長田区役所	078-579-2311
灘区役所	078-843-7001	須磨区役所	078-731-4341
中央区役所	078-335-7511	北須磨支所	078-793-1212
兵庫区役所	078-511-2111	垂水区役所	078-708-5151
北区役所	078-593-1111	西区役所	078-940-9501
北神区役所	078-981-5377		

2026 年 8 月発行

神戸市こども家庭局幼保事業課

2026年度9月以降 保育認定を受けた子どもに係る利用者負担額表

※3歳以上児については副食費免除の有無

利用者負担額表の見方

- ◇「利用者負担額決定通知書」に記載の「クラス年齢」及び「階層」をご確認ください。
「扶養している子どものうち、年長者から何番目の子どもか」で決定します。
- ◇当該子どもと同一世帯に属して生計を一にしているきょうだいのうち、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子と数えます。

- ※きょうだいの施設等の利用の有無に関わらずカウントされます。
- ※同一世帯、生計同一等の状況は、公的医療保険や税の扶養状況で神戸市が確認します。
- ※18歳以上の子どもや進学などで別居している子どもを扶養している場合についても同様です。
(下記(注5)のとおり、必要書類を提出した場合に扶養している子どもとみなします)

例 市民税所得割課税額が70,000円(階層区分D2#)の方の場合

きょうだい構成	扶養している子順	利用者負担額
小学3年生	第1子	—
2歳児(保育所)	第2子	12,000円
0歳児(保育所)	第3子	0円

※保育標準時間認定を受けているとする。

(単位:円)

各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分				利用者負担額【月額】（ ）内は保育短時間認定における額				
				3歳未満児 (0～2歳児クラス)			3歳以上児 (3～5歳児クラス)	
階層 区分	定 義		扶養している子どものうち、 年長者から何番目の子どもか	第1子	第2子	第3子 以降	第1子 第2子	第3子 以降
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯、児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う世帯、同法に規定する里親世帯			0			副食費免除あり ※副食費はかかりません	
B	市町村民税非課税世帯		注1	0				
C	所得割課税額 48,600円未満 である世帯			6,200 (6,100)	6,200 (6,100)	0		
D1	所得割課税額 48,600円以上66,600円未満である世帯			10,300 (10,000)	10,200 (10,000)			
D2#	所得割課税額 66,600円以上77,100円以下である世帯			24,000 (23,600)	12,000 (11,800)			
D2	所得割課税額 77,101円以上97,000円未満である世帯			35,600 (35,000)	17,800 (17,500)			
D3#	所得割課税額 97,000円以上119,000円以下である世帯							
D3	所得割課税額 119,001円以上169,000円未満である世帯							
D4	所得割課税額 169,000円以上301,000円未満である世帯		49,700 (48,900)	24,900 (24,500)	副食費免除 なし		副食費免除 あり	
D5	所得割課税額 301,000円以上397,000円未満である世帯		59,000 (58,100)	29,500 (29,100)				
D6	所得割課税額 397,000円以上である世帯		66,000 (64,900)	33,000 (32,500)				

所得割課税額
57,700円
(注4)

※副食費が
かかります

※副食費は
かかりません

算定基礎となる市民税の所得割課税額は6%の税率で算定します

算定基礎となる市民税の所得割課税額は6%の税率で算定します

3歳未満児の利用者負担額には
給食費が含まれています

クラス年齢3歳以上児の
利用者負担額は0円です

(注1) B、C、D1又はD2#階層に属している世帯のうち、ひとり親家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は、以下の額となります(この場合、認定通知書の階層区分に「※」と追記されます)。

(単位:円)

扶養している子どものうち、年長者から何番目の子どもか	3歳未満児(0～2歳児クラス)		3歳以上児 (3～5歳児クラス)
	第1子	第2子以降	
B階層	0	0	副食費 免除あり
C階層	3,100		※副食費は かかりません
D1階層	4,500		
D2#階層	9,000		

- (注2) 市町村民税(特別区民税を含む。)額を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除は適用しません。
- (注3) 「3歳未満児」とは、当該年度の4月初日の前日において満3歳に達していない子どもをいい、その子どもが年度途中で3歳に達した場合においても本年度中に限り3歳未満児とみなします。
- (注4) 神戸市が決定する利用者負担額以外に各施設で徴収するもの(給食費(主食費・副食費)、制服代、教材費など)があります。
詳しくは施設見学の際などにご確認ください。
なお、3歳以上児のうち、市民税の所得割合算額が57,700円未満(ひとり親家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は77,100円以下)の世帯の児童及び、全ての世帯の第3子以降の児童については、給食費のうち、副食費(おかず代やおやつ代)が免除となります。
- (注5) 18歳以上の子どもや進学などで別居している子どもを扶養している場合には、下記の必要書類を提出することで扶養順の子に数えることができ、利用者負担額の軽減・副食費の免除の対象となる場合があります。
 - ・多子世帯等の利用者負担額軽減に係る申出書
 - ・18歳以上の子ども・別居している子どもの健康保険証の資格情報や資格確認書の写しなど、扶養している世帯員であることがわかるもの書類のダウンロードは、以下のURLまたは二次元コードからいただけます。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a65174/kosodate/shien/shinseido/riyomoshikomi/riyoshafutangaku.html#tashikeigen>

